



熊本県公報

第 1 2 1 4 1 号

平成 24 年 8 月 24 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県介護支援専門員更新研修実施機関の指定 (認知症対策・地域ケア推進課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (//) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (//) 2
- 保安林の指定 (森林保全課) 2
- 保安林の指定 (//) 2
- 保安林の指定 (//) 3
- 保安林の指定 (//) 3
- 保安林の指定 (//) 3
- 保安林の指定 (//) 4
- 漁獲共済に係る加入区の設定 (水俣加入区) (団体支援課) 4
- 公 告
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (建築課) 4

告 示

熊本県告示第 993 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 69 条の 33 第 1 項の規定により熊本県介護支援専門員更新研修を行う者を次のとおり指定したので、介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号) 第 35 条の 10 第 3 項の規定により公示する。

平成 24 年 8 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定研修実施機関の名称及び所在地	研修の名称	指定年月日
熊本県介護支援専門員協会 熊本市中央区南熊本三丁目 14-138 くまもとインキュベータ 201 株式会社キューイシステム内	熊本県介護支援専門員更新研修	平成 24 年 8 月 6 日

熊本県告示第 994 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 24 年 8 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス花見丁 菊池市隈府 238 番地	NPO 法人在宅応援花見丁	平成 24 年 9 月 1 日

熊本県告示第 995 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 24 年 8 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス花見丁 菊池市隈府238番地	NPO法人在宅応援花見 丁	平成24年9月1日

熊本県告示第996号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所デイサービス なかまの里 宇城市松橋町両仲間1641番1	株式会社ピュア・ライフ	平成24年8月16日

熊本県告示第997号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所デイサービス なかまの里 宇城市松橋町両仲間1641番1	株式会社ピュア・ライフ	平成24年8月16日

熊本県告示第998号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成24年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡宇樋ノ場2660番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇樋ノ場2660番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第999号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成24年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市宮地岳町宇屋鋪田4796番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇屋鋪田4796番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1000号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成24年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字大迫1881番、1882番、1891番、1896番から1899番まで、1901番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字大迫1882番・1898番・1901番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1001号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成24年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町維和字浪ノ浦2773番、2774番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1002号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成24年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市松島町阿村字碓瀬149番1、157番、158番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1003号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市松島町内野河内字飛石3248番2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字飛石3248番2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1004号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号口の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

平成24年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
水俣加入区	水俣市漁業協同組合の地区	いわし機船船びき網漁業

公 告

熊本県公告第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字赤松1671番1の一部、同1672番6の一部、同1672番8、同1691番1、同1691番6、同1692番5及び里道の一部
2, 130.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブンーイレブン・ジャパン